地方独立行政法人大阪市博物館機構事後審査型一般競争入札の手引

地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「法人」という。）が行う事後審査型制限付一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）に参加する場合は、この手引きを参考にしてください。また、地方独立行政法人大阪市博物館機構契約規則（以下「契約規則」という。）、その他関係法令についても参照してください。

１　対象となる入札

この手引は、法人で行う請負、買入れ、借入れその他の契約に係る調達の入札案件で、かつ制限付一般競争入札を行う場合に適用します。

２　制限付一般競争入札による案件の取扱い

制限付一般競争入札による案件は、案件ごとの入札公告（以下「入札公告」という。）を確認の上、参加してください。

３　入札参加の申請

入札参加申請については、入札書の提出をもって申請があったものとみなします。

４　入札の準備

(1) 見積りに当たっては、設計図書（図面、設計書、仕様書及び関係書類をいう。以下同じ。）に基づき適正な積算を行い、その金額に基づいて入札を行ってください。

(2) 設計図書に対する質問は、入札公告に定める方法により行ってください。

５　設計図書の交付

設計図書は、入札公告に定める方法により入手してください。

入手した設計図書は、入札の見積り以外の目的には使用しないでください。

６　入札書の提出

入札公告に定める方法に従い入札書を提出してください。

入札書は、入札金額等の必要事項が全て記入されたものを有効なものとして取り扱います。

一旦、提出された入札書の訂正、再提出又は撤回は認めません。

７　開札

開札は、あらかじめ入札公告で指定した日時及び場所において、当該入札に関係のない法人職員が立ち会いのうえ行うものとし、開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）を決定し、次順位以降の審査順

位を確定した上で、落札決定を保留し、資格審査等を行った上で、後日落札決定します。

落札候補者となるべき同価格の入札をしたものが２者以上あった場合は、抽選によって順位を定め、落札候補者を決定します。また、予定価格の制限の範囲内で同価格の入札をしたものが２者以上あった場合も同様に、抽選によって第３位までの順位を定め、審査順位の確定を行うものとします。第４位以降の順位を定める必要がある場合についても、第３位までと同様に抽選によって順位を定めます。

８　審査順位の通知及び公開

落札候補者を決定した場合は、電子メールにより全ての入札者に審査順位を通知するとともに、速やかに公開します。

９　入札参加資格審査資料の提出

落札候補者は、入札公告に掲げる入札参加資格審査資料を、入札公告で指定した日時までに提出してください。

期限までに入札参加資格審査資料を提出しない場合、又は入札参加資格審査のために法人職員が行う指示に従わない場合は、当該落札候補者のした入札は入札参加資格を有しない者のした入札とみなし、無効とします。

10　入札参加資格の審査

審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有している場合は、次順位以降の審査を行いません。

審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していない場合は、その者のした入札を無効とし、その旨を通知します。この場合は、開札時に決定した審査順位における次順位者を落札候補者として審査を行い、以降、落札候補者が入札参加資格を有していると確認できるまで同様の手続きにより審査を行います。

これらの審査に要する日数については、入札公告に定めるものとします。

11　低入札価格調査制度適用について

低入札価格調査制度適用案件において、入札書の金額が調査基準価格を下回った場合は、当該入札価格の根拠となる詳細資料（以下「低入札価格根拠資料」という。）を法人が指定する期限までに提出してください。

12　入札の無効

入札に参加する資格がない者及び虚偽の申出を行った者のした入札、入札公告、共通事項説明書等に示す条件等に違反した者の入札及び次の各号のいずれかに該当した者がした入札は、無効となりますので注意してください。

(1)　契約規則第８条の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、最低制限価格より低い価格でした入札

(2) 地方独立行政法人大阪市博物館機構競争入札参加者心得に違反した者がした入札
(3) 予定価格の事前公表対象事業の場合にあっては、予定価格を超える価格でした入札
(4) 指定の入札書を用いないでした入札
(5) 審査の結果、入札参加資格を有していないとされた者がした入札
(6) 低入札価格調査制度適用案件において、法人が指定する期日までにあらかじめ指定する低入札価格根拠資料を提出しなかった者がした入札
(7) その他入札公告に定める入札の無効の条件に該当する入札

13　落札決定

落札候補者が入札参加資格を有することを確認した場合は、確認した日をもって落札を決定し、電子メールにより落札決定を通知します。

落札候補者が落札決定までに入札公告等に掲げるいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、入札公告に別に定める場合を除き、入札参加資格を有しないものとみなします。

14　落札候補者の辞退等

落札候補者が正当な理由なく落札者となることを辞退した場合、並びに法人が指定する期限までに入札参加資格審査資料及び低入札価格根拠資料を提出しなかった場合には、地方独立行政法人大阪市博物館機構入札参加停止要領に基づく停止措置を行うことがあります。

15　入札結果の公表

落札決定後、落札者の商号又は名称及び落札金額を法人ホームページ上で公表します。

16　その他

この手引に定めのない事項又はこの手引により難い場合は、入札公告により定めることができるものとします。

附　則

この手引は、令和５年６月１日から適用します。